

長野県知事 様

令和5年度 長野県産業廃棄物3R実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物3R実践計画書を提出します。

協定期間	令和4年度から令和6年度	
会社名	木下建設株式会社	
住所	〒395-8680 飯田市松尾町1丁目22番地	
代表者名	代表取締役社長 木下勝貴	
区分	中間処理	最終処分
許可番号	2023070693	
処理施設 所在地 (複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所在地
	木下建設(株)	飯田市下久堅1838-1他
	下久堅砕石工場	飯田市下久堅1861-1
担当部署	総務部	
担当者名	矢沢由行	
連絡先	TEL	0265-22-2780
	FAX	0265-23-8899
	電子メールアドレス	yoshiyuki@kinoken.co.jp
ホームページアドレス	http://kinoshitakennsetsu.jp	

1 産業廃棄物3R実践方針

- ・木下建設は、技術を駆使し、「南信州いいむす21 ISO14001南信州宣言」の運用及び事業の可能な範囲で、地域社会の環境保全に全社で取り組みます。
また、処理施設の公開、処理実績データの公開を行い、事業内容について理解を求めるとともに、排出業者への指導、提言を行い、廃棄物が100%リサイクル出来るようバックアップを行う。

2 取組み目標

(1) リサイクル率目標値（中間処理の場合） (%)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和4年度 目標値	令和3年度 実績値	令和2年度 実績値	令和元年度 実績値
がれき類	100	100	100	100
全 体	100	100	100	100

(2) 再生利用量目標値（中間処理の場合） (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値	令和2年度 実績値
がれき類	12,000	12,067	13,280	9,184
全 体	12,000	12,067	13,280	9,184

(3) 最終処分量目標値 (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	平成 年度 目標値	平成 年度 実績値	平成 年度 実績値	平成 年度 実績値
該当なし				
全 体				

3 産業廃棄物管理体制

- ・産業廃棄物の全体管理は、環境管理室長 矢沢由行を総括責任者として、適正管理を行う
- ・処理施設においては、法律で決められた技術管理者 砕石工場長 裏見直広を中心に、適切な施設運用を図る。また、衛生管理者 橋爪忠彦を中心に施設内の美化清掃に努める。

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

- ・JACICの建設副産物情報センターにより、先2ヶ月の受け入れ可能の可否、再生材販売可能量の公開を行う。
- ・再生処理可能廃棄物の種類（具体名）、処理量、最大保管量を処理施設場所及び玄関横に掲示する。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
木下建設(株) 下久堅砕石工場	(有)・無	<ul style="list-style-type: none"> ・要望があれば、近隣住民の方を招いて、場内見学会を行い、業務内容を知っていただく。 ・処理に関するデータ、記録等いつでも閲覧できるようにしておく。
	有・無	

6 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）現地確認計画（中間処理業のみ）

区分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	廃プラスチック、紙くず、木くず	年1回処理状況の確認を行う。 (確認者：工場長、総務部課長)
	金属くず	年1回処理状況の確認を行う。 (確認者：工場長、総務部課長)
最終処分場		

7 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
社員講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回産業廃棄物処理、管理についての講習会に参加し、意識向上を図る。 ・毎月1回「特別安全の日」会議を開催し、環境に関する知識向上を図る

8 排出事業者への協力要請

- ・がれき類の中の金属くず以外のもの（ビニール類、ゴム類、土砂類）の分別の徹底を要請する。
- ・関係する取引先（排出業者）から要望があれば、産業廃棄物処理、管理についての資料等を提供する。

9 リサイクル技術向上に向けた取組み

- ・一般社団法人長野県資源循環保全協会の会員として、資質の向上、円滑な運営のための調査、研修に参加する。

10 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

- ・不法投棄など発見した場合、直ちに関係機関に連絡し、情報提供を行う。また、不正の原因は何であるかその原因究明に協力する。

11 自社処理廃棄物の管理方法

- ・自社現場からの廃棄物（がれき類）は、自社で収集運搬、処理すること（遠隔地を除く）を基本とし、マニフェストに準じた扱いにする。

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

- ・「いいむす21 ISO 14001南信州宣言」に基づき、施設の環境への影響を評価し、そのリスクにより、重要性、緊急性を認識し、リスク低減に努める。
- ・施設より発生する粉じんの程度、また散水設備の点検を行う。粉じん検査は、毎日1回目視により行い、状況に応じて散水の処置を行う。散水設備の点検は、毎月1回行う。
- ・毎月1回処理施設の環境美化作業を行い、環境保全の向上に努める。
- ・電子マニフェストを導入したので、排出業者の要求があった場合は対応していく。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等